

10 月 1 日厚生労働省から以下の通知が発出されました。＜関係資料 8 ページ＞

「平成 20 年 10 月 1 日以降の診療報酬の施設基準に係わる届出等の取り扱いについて」

＜<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=131635>＞

「平成 20 年度診療報酬に係わる通知等について」

＜<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=131631>＞

これは、地方社会保険事務局に対して行っていた届出が、平成 20 年 10 月 1 日より地方厚生(支)局長に対しておこなうことになったものである。移管にともなう、事務的な変更止めるとしてあり、検体検査管理加算や輸血管管理料に関する届出の書式に変更はない。

診療報酬・検査関連疑義解釈

厚生労働省

- ◆ 「D239-3」神経学的検査について、例えば、意識障害のため検査不能な項目があった場合、検査が出来なかった理由(「意識障害のため測定不能」など)を記載すればよいか。
⇒ (答)その通り。
- ◆ 検体検査管理加算について、微生物学的検査が常時実施できることとあるが、どのような検査ができればよいか。
⇒ (答)「排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査」の「その他のもの」が常時実施できることが必要であり、具体的にはグラム染色等である。
- ◆ 区分番号「D012」感染症免疫学的検査の31「白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原」については、免疫染色法により、骨髄移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者に対して行った場合にのみ算定できるとされているが、悪性腫瘍の患者など、高度免疫不全であることが明らかな患者も算定できるのか。
⇒ (答)算定できる。ただし、骨髄移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者以外の患者について算定する場合には、高度免疫不全患者であり、当該検査が必要であった理由について、白血球数などの検査結果を用いて診療録に記載すること。また、診療報酬明細書の摘要欄にも同様の記載を行うこと。
- ◆ 検査の通則10に「定性又は定量の明示がない検査については、定量検査を行った場合にのみ当該検査の所定点数を算定する。」と規定されているが、区分番号「D007」心筋トロポニンTの定性検査を行った場合には算定可能か。
⇒ (答)算定可能。
- ◆ 外来迅速検体検査加算は別表の検査の中で一つでも検査実施目に情報提供を行わないものがあつた場合には算定はできないのか。
⇒ (答)その通り。
- ◆ 甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロゾーム抗体の検出を含むとあるが、これらをそれぞれ行った場合は、別々に算定可能か。
⇒ (答)算定可能。
- ◆ 区分番号「D239-3」神経学的検査の所定の研修とはどのような研修か。
⇒ (答)日本神経学会又は日本脳神経外科学会が主催する研修であつて、神経学的検査を実施する上で必要な内容を含む研修。なお、日本脳神経外科学会の専門医試験における研修についても含むものとする。
- ◆ 在宅療養指導管理材料加算は要件を満たせば、別に算定できるとなつたが、インスリン投与中ではない患者に対しても、血糖自己測定器加算等は算定できるか。
⇒ (答)できない。
- ◆ グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定の対象となるウイルスのうち、ヘルペスウイルスにはどのようなウイルスが含まれるか。
⇒ (答)水痘・帯状疱疹ウイルス、単純ヘルペスウイルス1型、単純ヘルペスウイルス2型が含まれる。
- ◆ リンパ球幼若化検査について、薬疹について実施する場合とはいかなる場合か。
⇒ (答)リンパ球幼若化検査を薬疹の原因と考えられる非疑医薬品を用いて実施した場合のことをいう。
- ◆ 検体検査管理加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届け出ている医療機関が、外来にて検体検査管理加算(Ⅰ)を算定する場合、検体検査管理加算(Ⅰ)を届出るのは必要があるのか。
⇒ (答)必要ない。
- ◆ D215超音波検査の注1及び注2の加算の対象となる「断層撮影法」とは、「3 UCG断層撮影法及びMモード法による検査」の断層撮影法も含むのか。
⇒ (答)含まない。「2断層撮影法」のみである。
- ◆ 神経学的検査において、神経学的検査チャートの検査項目を満たすために、眼振や眼底等を検査した場合、別にD250平衡機能検査やD255精密眼底検査を算定できるか。
⇒ (答)神経学的検査と一連のものとして実施された検査については、別に算定できない。